ロ　利用者数が21人以上40人以下

⑴	就労定着率が９割以上の場合	2,560単位
⑵	就労定着率が８割以上９割未満の場合	2,112単位
⑶	就労定着率が７割以上８割未満の場合	1,696単位
⑷	就労定着率が５割以上７割未満の場合	1,280単位
⑸	就労定着率が３割以上５割未満の場合	1,088単位
⑹	就労定着率が１割以上３割未満の場合	960単位
⑺	就労定着率が１割未満の場合	832単位

ハ　利用者数が41人以上

⑴	就労定着率が９割以上の場合	2,400単位
⑵	就労定着率が８割以上９割未満の場合	1,980単位
⑶	就労定着率が７割以上８割未満の場合	1,590単位
⑷	就労定着率が５割以上７割未満の場合	1,200単位
⑸	就労定着率が３割以上５割未満の場合	1,020単位
⑹	就労定着率が１割以上３割未満の場合	900単位
⑺	就労定着率が１割未満の場合	780単位

注１　イからハまでについては、就労に向けた支援として指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等又は指定就労継続支援Ｂ型等若しくは基準該当就労継続支援Ｂ型（以下この１において「生活介護等」という。）を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

２　イからハまでについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た指定就労定着支援のあった日の属する年度の利用者数及び就労定着率（指定就労定着支援のあった日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去３年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去３年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の２において同じ。）に応じ、１月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から１年間は、当該就労定着事業所の就労定着率は、推定値による。

３　イからハの算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合は、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合